

関係者 各位

庄内町役場総務課管財係

庄内町建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規程の一部改正について

庄内町指名業者等選定審査会において、庄内町建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規程の一部を改正することとし決定しましたので、公表いたします。変更は下記2点です。

町の区域内に本社が所在している場合は、総合数値に10点追加とします。町内に本社が所在する事業所をより優遇し、入札参加機会確保等を目的とするものです。

土木工事について、設計金額に対応する等級における「設計金額」を一部変更いたします。現在格付けを実施している5業種のうち、建築、管、電気、舗装は設計金額の区切りが「300万円未満」からとなっていますが、土木のみ「200万円未満」からとなっています。資材価格及び人件費の高騰等を考慮し、土木工事の設計金額を他業種同様「300万円未満」からとし、併せて直近上位3ランクの設計金額を増額いたします。Dランクにおける入札参加機会増加及びCDランクにおける受注工事の利益向上を図るものです。

本改正は令和2年度・3年度庄内町競争入札参加資格審査申請より適用いたします。

変更1

主観的審査事項に町の区域内に本社が所在する場合の加点を追加
格付けは工事ごと経審の総合評定値に下記主観的審査事項を加算した数値で行う。

主観的審査事項	数値	⇒	主観的審査事項	数値
町発注工事の工事成績	前2箇年工事種類ごと成績評定の平均点において、上回る1点につき10点、下回る1点につき-10点、上限100点、下限-100点とする。		町発注工事の工事成績	前2箇年工事種類ごと成績評定の平均点において、上回る1点につき10点、下回る1点につき-10点、上限100点、下限-100点とする。
前2箇年の指名停止及び文書注意	1回につき-50点、2回以上は-100点とする。		前2箇年の指名停止及び文書注意	1回につき-50点、2回以上は-100点とする。
			本社所在地	町の区域内に本社が所在する場合は、10点とする。

変更2

土木工事の等級に対応する設計金額を一部変更

工事種類	設計金額(消費税含む)	等級	⇒	工事種類	設計金額(消費税含む)	等級
土木工事	3,000万円以上	A		土木工事	3,000万円以上	A
	800万円以上3,000万円未満	AB			900万円以上3,000万円未満	AB
	500万円以上800万円未満	BC			600万円以上900万円未満	BC
	200万円以上500万円未満	CD			300万円以上600万円未満	CD
	200万円未満	D			300万円未満	D

担当：管財係 齋藤
TEL：0234-42-0129(直通) 内線215